



論点整理

第三章 多様な子供たちを包摂する、柔軟な教育課程の在り方 ⑤

特定分野に特異な才能のある児童・生徒の教育課程

学校外の機関とも連携し、特性等に応じた高度な内容を取扱う場合等において、特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みを新設する方向で検討すべき

対象となる児童・生徒

- ◆ 各教科の内容の一部又は全部について、特に優れた資質・能力を有し、かつ、当該分野に強い興味・関心を有し、通常の教育課程では十分な支援が困難と学校や教育委員会が認める者とする方向で、具体の運用を検討すべき

特別の教育課程の内容・授業時数

- ◆ 外部機関とも連携しつつ、過度な負担を生じさせないよう配意しながら、個別の指導計画を作成する方向で検討すべき
- ◆ 学習評価は指導要録上明確に位置付ける方向で検討すべき
- ◆ 入試対策など単なる早修を助長しない運用とすべき
- ◆ 特性等に応じた高度な内容に係る部分以外は、基本的に通常の教育課程と同様であり、標準総授業時数も確保することとする方向で、具体の運用を検討すべき

特別の教育課程が実施される場所

- ◆ 特性等に応じた高度な内容は、研究的・探究的なものが想定されるため、在籍校での指導のほか、一定の要件（例：発達段階に応じた学習環境や体制の整備等）を満たした大学や研究機関等で実施される指導や学びを在籍校での学習とみなすこととする方向を踏まえつつ、具体の運用を検討すべき

その他留意事項

- ◆ 実態把握や支援ニーズの可視化も途上であることを踏まえ、新たな仕組みは、対象を一定の範囲に限定した上で創設し、その後、運用状況を踏まえて拡充の適否等を検討する方向とすべき

